

## 令和4年度整備管理者研修実施要領

関東運輸局山梨運輸支局

## 1. 受講対象者

自動車運送事業者において選任されている整備管理者であって、次のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 令和3年度整備管理者研修を受講していない方
- ② 今年度に整備管理者として新たに選任された方（来年度までに受講が必要）

※ 今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修人数及び県外からの受講を制限する必要があることから、当研修は予約制とします。なお、予約制の趣旨や研修人数は可能な限り少ない方が望ましいことを踏まえて、整備管理者研修受講通知書を持っていない方（予約を取得していない方）、山梨県に在住または在勤していない方、法令で受講義務のない方、過去14日以内に発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚の異常などの症状があった方は受講をお断りさせていただきます。

※2 山梨では今年度に主に旅客自動車運送事業（以下、旅客と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を実施し、来年度に主に貨物自動車運送事業（以下、貨物と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を予定しており、年度交代で旅客と貨物の研修を繰り返し実施しています。整備管理者研修は2年度毎に受講が義務づけられていますので、令和3年度に貨物の研修を受講した旅客の整備管理者は、今後において同業態での研修が受講できるよう、可能な限り今年度も受講するようお願いいたします。

2. 実施日
- |                |                         |      |
|----------------|-------------------------|------|
| <del>第1回</del> | <del>令和4年11月1日（火）</del> | 受付終了 |
| 第2回            | 令和4年11月25日（金）           |      |
| 第3回            | 令和4年11月29日（火）           |      |
| 第4回            | 令和4年12月20日（火）           |      |

## 3. 予約

受講を希望される場合は、別紙の申込書に必要事項を記載の上、FAXで申込みをお願いします。申込後5営業日後以内に山梨運輸支局より「整備管理者研修受講通知書」をFAXで送付します。研修当日は当通知書を必ずお持ちいただき、同書面7.の事項をご確認のうえご署名いただき提出してください。

※ 「整備管理者研修受講通知書」が送付されない場合は予約が完了していないため、山梨運輸支局保安担当へお問い合わせ下さい。 ☎055-261-0882  
送付例) 申込み（月）→処理期間（火、水、木、金）通知書送付（月）  
申込み（金）→閉庁日（土、日）→処理期間（月、火、水、木、）→  
通知書送付（金）

※期間中の閉庁日は土、日及び祝祭日

## 4. 会場

山梨県自動車総合会館 4階大会議室(笛吹市石和町唐柏1000-7)

※ 車で来場される方は、山梨運輸支局(笛吹市石和町唐柏1000-9)構内研修者専用駐車スペースを利用してください。

## 5. 使用研修資料

令和4年度整備管理者研修資料(当日購入)

## 6. 研修時間

時 間	研 修 等 項 目	担 当 者
13:00~13:30	受 付	首席陸運技術専門官 外部講師
13:30~13:40	挨 拶	
13:40~15:10	整備管理業務の実務編	
15:10~15:20	休 憩	陸運技術専門官 陸運技術専門官
15:20~16:20	整備管理業務の法令編等	
16:20~16:30	質疑応答	

## 7. 研修の受講証明

研修を修了した方については、受付時に預かる整備管理者手帳(研修手帳)又は受講証明書の研修修了証明欄に受講証明を行います。

## 8. 持参するもの

- ① 筆記用具
- ② 整備管理者研修受講通知書(申込後に山梨運輸支局よりFAX)
- ③ 整備管理者手帳または受講証明書  
(手帳等を所持していない又は押印欄がなくなった方は研修当日に記載台に用意してある受講証明書に必要事項を記載の上、受付時に提出してください。)
- ④ 研修資料代金

## 9. 注意事項

- ① 研修中はマスクの着用をお願いします。
- ② 以下の方の受講はお断りさせていただきます。
  - (1) 整備管理者研修受講通知書がない方(予約を取得していない方)
  - (2) 山梨県に在住または在勤していない方
  - (3) 法令で受講義務がない方
  - (4) 過去14日以内に発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚の異常などの症状があった方
  - (5) 研修関係者の指示に従わない方
- ③ 遅刻、早退の場合は研修の受講証明を行いません。

## 10. その他

研修資料代金として費用のご負担をお願いします。

## 整備管理者選任後研修受講申込書（山梨）

※事前の申込みが必要です。（FAX055-263-1418）

受講希望年月日 (第3希望まで 数字を記載する)	第1回	令和 4 年 11 月 1 日 (火)			
	第2回	令和 4 年 11 月 25 日 (金)			
	第3回	令和 4 年 11 月 29 日 (火)			
	第4回	令和 4 年 12 月 20 日 (火)			
受講者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	平成 ・ 昭和 ・ 大正			
		年	月	日	
	住所 (市町村まで)				
業態	(該当項目に ○をつける)	乗合・貸切	乗用	貨物	自家用
職種	(該当項目に ○をつける)	整備管理者	補助者	その他	
事業者名称 (会社名)					
営業所名称					
TEL					
FAX					
営業所が山梨県外の方は 更に免許証のコピーを貼付		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           免許証貼付 (営業所が山梨県外の方のみ)         </div>			

注：記載不備がある場合は受付できません。受付後は5営業日後までにFAXで通知します。  
新型コロナウイルスの影響により受講者の制限をしています。